

松本広域連合議会個人情報保護条例骨子案に 対するご意見を募集します。

条例制定の経緯

令和3年5月に個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」といいます。）が改正され、令和5年4月から地方公共団体には個人情報保護法が規定する全国一律の共通ルールが適用されるようになります。

しかしながら、地方公共団体の議会は個人情報保護法が規定する共通ルールの適用から除外される（改正後の個人情報保護法第2条第11項第2号）ことから、これまでどおり当広域連合が保有する個人情報の取扱いに関して必要な事項を定め、個人の権利利益を保護するとともに、その取扱いにおいて執行機関側と差異が生じることがないように、議会独自の「松本広域連合議会個人情報保護条例」を制定するものです。

条例制定にあたっての基本的な考え方

条例の構成、条文等は、改正後の個人情報保護法との整合性を勘案し、基本的に同法の各条文に対応したものとします。（骨子案は別紙）



条例で定める主な内容について

- ・ 個人情報の適正管理及び安全確保のための規定
- ・ 個人情報ファイル簿の作成及び公表に関する規定
- ・ 保有個人情報の開示請求から開示決定までの期限
- ・ 正当な理由なく個人情報ファイルを提供した職員に対する罰則 など

条例の対象となる個人情報

議会が取得・保有する個人情報
（退職議員を含めた議員の個人情報、傍聴人の個人情報、請願・陳情に係る個人情報等）

【意見募集方法等】

意見募集期間 令和4年11月25日（金）～12月23日（金）
意見提出方法 郵送、ファックスまたは電子メールで提出（提出様式は任意）
問合せ先 松本市波田4417番地1 松本市役所波田支所5階
松本広域連合議会事務局
電話 0263-87-5460 Fax 0263-87-5462
メールアドレス soumu@m-kouiki.or.jp